・類似業務：ダムサイトにおいて基礎岩盤のボーリング調査し、かつルジオン試験を実施した業務

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とする。

参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種又は類似業務の実績を有さなければならない。また、その他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成18年度以降公示日までに実施した業務の実績（国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とし、再委託による業務の実績は含まない。）を有さなければならない。なお、業務の実績については、下記②を満たすものとする。

（注１）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に示すものに加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注２）「特別地方公共団体」とは、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団をいう。

（注３）「地方公社等」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

（注４）「公益法人」とは、次のものをいう。

一　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二　旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

②　実績として挙げた業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号、平成20年９月26日付け国官技第126号及び平成23年３月28日付け国官技第360号。以下「成績評定要領」という。）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体の場合も、代表者の同種又は類似業務の実績、その他構成員の当該業務で実施を予定している分担業務の実績において、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務の場合は、業務実績として認めない。

③　平成26年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

２）配置予定技術者に対する要件　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

①　配置予定管理技術者等　配置予定管理技術者等については下記の⑴、⑶及び⑷に示す条件を満たし、⑵の実績を有する者とする。

⑴　下記のいずれかの資格を有する者

［１］　技術士（総合技術監理部門：応用理学関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

［２］　技術士（応用理学部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

［３］　国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質一業務：調査）

［４］　ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

⑵　下記のいずれかの実績を有する者。平成18年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。

・同種業務：ダムサイトの基礎処理に関する現地でのグラウチング試験業務

・類似業務：ダムサイトにおいて基礎岩盤のボーリング調査し、かつルジオン試験を実施した業務

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（注１～４は、２⑵１）を参照）また、実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。

⑶　公示日現在の手持ち業務量（本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む）が４億円未満かつ10件未満である者。ただし、公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、手持ち業務量の契約金額を４億円未満から２億円未満に、件数を10件未満から５件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成24年３月30日付け国九整達第９号）第６条第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で４億円、件数で10件の業務量（公示日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、契約金額で２億円、件数で５件の業務量）未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の［１］から［４］までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。